

○ 法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

告示第二号

国家公安委員会、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、令
内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、経済産業省、国土交通省）
第一号）第六条第一号トの規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

金融庁長官 森 信親

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知力

ード